

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和2年9月18日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和2年9月18日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和2年9月18日

鹿児島県知事 塩田康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス始良西餅田店

始良市西餅田字上深田168番1 外

2 変更事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

ア 変更前 第1駐車場 建物敷地内 44台

第2駐車場 建物敷地南西側駐車場 8台

イ 変更後 建物敷地内 47台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 変更前 建物北西側 10台

イ 変更後 建物敷地北西側 10台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 変更前 建物北西側 50平方メートル

イ 変更後 建物北東側 50平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 変更前 建物内西側 14立方メートル

イ 変更後 建物内南側 9立方メートル

(5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 変更前 第1駐車場 建物敷北西側及び北東側 2箇所

第2駐車場 建物敷地南西側駐車場南側 2箇所

イ 変更後 建物敷地北西側及び北東側 2箇所

(6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 午前6時から午後10時まで

イ 変更後 24時間

3 変更年月日

令和3年5月5日

4 届出年月日

令和2年9月4日